

鴻巣市人事行政の運営等の状況について

鴻巣市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成18年度における市職員の給与や勤務時間その他勤務条件の状況などの人事行政のあらましをお知らせします。

第1編 各任命権者からの報告の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成18年度は、事務職2人(0)人の職員を採用しました。

(注)()は、女性数であり、内書きである。

(2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

なお、平成18年度は、短時間勤務職員4人を採用しました。

(3) 任期付職員の採用状況

任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき採用される職員で、フルタイム勤務職員と短時間勤務職員がいます。どのような場合に採用できるかは法定されており、特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な職に就ける場合や住民サービスを向上させるために必要とされる場合などです。

なお、平成18年度は、採用はありませんでした。

(4) 職位別任用状況

平成19年3月末現在、主幹以上の職の総数は237あり、平成18年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。

(単位：人)

	部長級	副部長級	課長級	副課長級	計
昇任	2(0)	5(0)	4(0)	16(1)	27(1)

(注)()は、女性数であり、内書きである。

(5) 職員の退職・再就職の状況

平成18年度における職員の退職及び再就職の状況は下表のとおりです。

(単位：人)

	事務職	技術職	保育士	技能労務職	計
定年退職	13(2)	1(0)	1(1)	4(3)	19(6)
勸奨退職	6(3)			2(1)	8(4)
自己都合退職	2(2)			1(1)	3(3)
その他(死亡、免職、失職)	1(0)				1(0)
退職者計	22(7)	1(0)	1(1)	7(5)	31(13)
再就職者					

(注)「再就職者」とは、退職後に当市、外郭団体、出資法人などに再就職した者をいう((2)の再任用職員を除く)

(注)()内は、女性数であり、内書きである。

(6) 職員数の状況

「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

(7) 定員管理の数値目標及び進捗状況

「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

2 職員の給与の状況

「鴻巣市の給与・定員管理等について」参照

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分(国:一週間当たり40時間)と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時または8時45分から17時15分までの勤務となります。そのうち、12時から12時15分までと15時から15時15分までの間は休憩時間、12時15分から13時までの間は、休憩時間となっています。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇・組合休暇があり、それぞれの概要は以下のとおりです。

年次有給休暇：労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

病気休暇：勤労意欲があっても負傷又は疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特別休暇：特別の事由(選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故など)により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる有給の休暇です。

介護休暇：配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

組合休暇：労働組合の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成18年1月1日から平成18年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は9.6日となっており、平成17年(8.9日)と比べて0.7日増加しています。

(4) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

一方、部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

平成18年度に育児休業を新規に取得した職員は、12人(女性12人、男性0人)であり、平成17年度に比べ取得者総数では2人減少しました。

また、平成18年度に育児休業をすることができることとなった職員に占める育児休業新規取得者の割合(取得率)は、女性100%でした。

なお、部分休業を新規に取得した職員は、1人でした。

(単位：人)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業	部分休業		
		うち新規		うち新規
取得者合計	24	12	3	1
うち女性	24	12	3	1
男性	0	0	0	0

(5) 時間外勤務の状況

平成18年度における一般職員の月当りの平均時間外勤務時間は、8.8時間となっており、平成17年度(11.3時間)に比べて2.5時間減少しました。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人当り月平均時間の状況は、下表のとおりです。

(単位：時間)

第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	年間
10.5	6.4	7.3	11.1	8.8

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

平成18年度においては、2名の職員が心身の故障による分限休職処分となりました。

(2) 懲戒処分の状況

平成18年度においては、1名の職員が職務専念義務違反による懲戒停職処分となりました。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法第34条)、職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法第37条)、営利企業等の従事制限(同法第38条)など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成18年度における承認件数は、149件(健康診断再検査、人間ドックの受診等)です。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています(地方公務員法第38条)。任命権者の許可の基準は「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

平成18年度の許可はありませんでした。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成 18 年度に実施した研修は、合計で 71 コースあり、1,268 人（延人数）が受講しました。なお、研修体系の概要及び平成 18 年度の受講人数は、下図のとおりです。

図：研修体系の概要及び受講人数

区分	小計	研修様態	(人)	主な研修名
階層別研修	133	単独研修	0	該当者なし
		共同研修	77	中級職員研修・上級職員研修等
		派遣研修	56	主任級研修・係長級研修・課長級研修等
選択研修	79	派遣研修	79	民法、行政法、地方自治法、政策法務等
専門研修	39	共同研修	28	法制執務研修
		派遣研修	11	危機管理研修・人事給与研修等
特別研修	997	単独研修	980	接遇研修・手話研修・人権研修等
		共同研修	13	メンタルヘルス研修
		派遣研修	4	民間企業派遣研修・特定課題研修
講師養成研修	15	派遣研修	15	法制執務講師養成・政策形成講師養成等
その他研修	5	派遣研修	5	自治大学校派遣・自治体国際化協会研修

(2) 職員の勤務成績の評定方法及び活用方法の概要等

担当する業務の成果と遂行した実績を評価する「実績評価」や職務遂行行動を通じてあらわれた能力等をその役職段階の期待に照らして評価する「能力評価」を通じ勤務成績を評価し、昇任や配置等人事管理に活用しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第 4 3 条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて 3 つの事業を行っています。

その他の福利制度として、市においては、職員の互助組織で厚生事業や体育事業を実施しています。

(2) 福利厚生制度に係る市の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によつ

て賄われています。市の負担率は法定されており、平成18年度は900,315千円の負担金を支出しました。

この他、職員互助会への補助金として2,809千円支出しました。

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成18年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、6件（公務災害5件、通勤災害1件）あり、平成17年度と比べ2件増加しました。

第2編 公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成18年度は、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成18年度は、不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。

鴻巣市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本 台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B / A)	(参考) 平成 17 年度の 人件費率
平成 18 年度	118,752 人	30,371,072 千円	1,576,685 千円	7,110,167 千円	23.4%	23.4%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

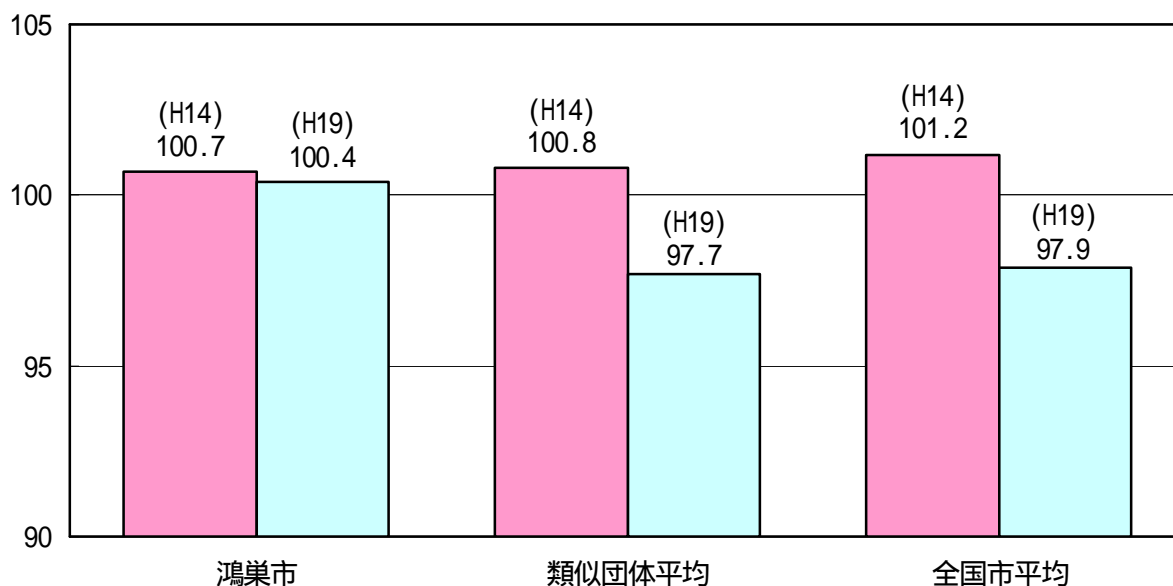
区 分	職員数 A	給 与 費				1人当 たり給与費 (B / A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 18 年度	766 人	3,114,061 千円	629,794 千円	1,346,939 千円	5,090,794 千円	6,646 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 給与費は、平成 18 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鴻巣市	43.9歳	357,400円	436,827円	419,782円
埼玉県	43.8歳	367,553円	450,191円	410,973円
国	40.7歳	325,724円		383,541円
類似団体	43.8歳	345,869円	418,379円	382,037円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
鴻巣市	53.2歳	57人	318,700円	359,691円	355,604円				
うち自動車 運転手	53.9歳	5人	356,300円	438,380円	418,100円	自家用乗用 自動車運転者	54.6歳	296,800円	1.48
埼玉県	52.2歳	689人	366,995円	415,693円	400,162円				
国	48.8歳	5,193人	287,094円		320,514円				
類似団体	46.9歳	107人	322,904円	360,099円	344,491円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鴻巣市			
うち自動車 運転手	7,222,960円	4,029,100円	1.79

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年~平成18年の3ヶ年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

- 3 「民間事業者平均」とは、埼玉県人事委員会が行った「平成18年職種別民間給与実態調査」で得られた技能労務関係4職種（電話交換手、自家用乗用自動車運転手、守衛、用務員）の調査人員（47人）のデータを基に、その平均額を算出したものである。

（2）職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		鴻巣市	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	176,800 円	176,800 円	170,200 円
	高 校 卒	148,000 円	142,800 円	138,400 円
技能労務職	高 校 卒	145,100 円	145,100 円	135,600 円
	中 学 卒	131,500 円	131,500 円	127,700 円

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成19年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	291,700 円	330,000 円	367,400 円
	高 校 卒	273,600 円	298,800 円	337,400 円
技能労務職	高 校 卒	243,300 円	254,800 円	297,800 円
	中 学 卒			

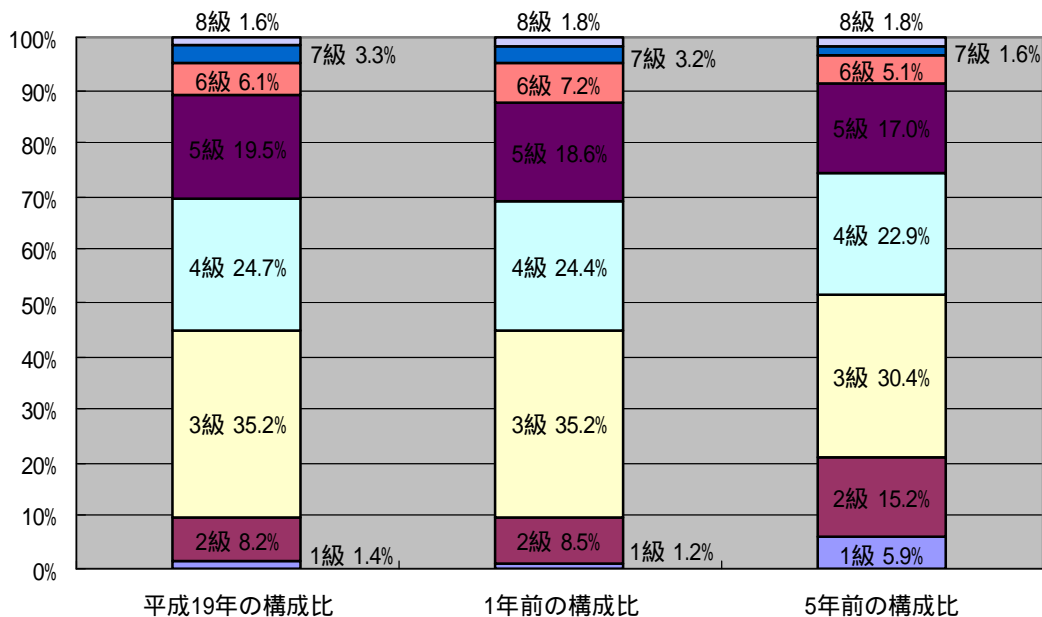
3 一般行政職の級別職員数等の状況

（1）一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部 長	12 人	1.6%
7 級	副部長	25 人	3.3%
6 級	課 長	47 人	6.1%
5 級	副課長	149 人	19.5%
4 級	主 査	189 人	24.7%
3 級	主 任	269 人	35.2%
2 級	主 事	63 人	8.2%
1 級	主事補	11 人	1.4%

（注）1 鴻巣市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 1 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
給料の切替えに伴う給料の抑制措置により、平成19年4月1日において全職員に対する昇給は実施せず。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鴻巣市	埼玉県	国
1人当たりの平均支給額 (平成18年度) 1,785千円	1人当たりの平均支給額 (平成18年度) 1,983千円	
(平成18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施。
2 勤勉手当への勤務成績の反映状況 成績率に差を設けず、一律の支給を行った。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

鴻 巣 市			国		
			支給率		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
退職時 特別昇給	なし	なし			
1人当たり 平均支給額	4,127千円	25,071千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）		255,698千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）		304,403円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
鴻巣市内	6.5%	827人	3%

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	5,076千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	32,334円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	18.3%
手当の種類（手当数）	15

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	保健センター職員	感染症等の防疫作業	日額 500円
行旅病死人取扱手当	福祉課職員	行旅病死人の保護又は収容業務	行旅病人 1件 1,000円 行旅死亡人 1件 3,000円
清掃業務手当	環境リサイクル課技能労務職職員	じんかい収集処理等業務、犬猫等死体処理業務	じんかい収集処理、下水処理又は不燃ごみ整理業務 日額 550円 犬猫等死体処理 1件 200円
土木、下水道処理業務手当	道路課技能労務職、下水道課職員	土木工事及び測量等の業務 敷設下水道管等の検査業務	土木工事及び測量等の業務 日額 300円 敷設下水道管等の検査業務 日額 400円
社会福祉業務手当	福祉課職員	福祉事務所で行う生活保護法に規定する事務の指導調査	月額 3,000円
障害福祉業務手当	こども課つつみ学園職員	知的障害児通園施設における障害福祉業務	月額 3,000円
保育業務手当	保育士	保育所における保育業務	月額 2,000円
災害出動手当	災害対策における現場業務に従事した職員	災害対策における現場業務	日額 3,000円
用地交渉手当	まちづくり推進課職員	用地買収等交渉業務	日額 500円
工務手当	水道施設課職員	水道施設の建設改良工事業務	月額 2,500円
浄水場業務手当	水道施設課職員	浄水場の運転業務	月額 2,500円
緊急出動手当	水道施設課職員	勤務時間外又は日曜日等における緊急出動	1回 2,000円
待機手当	水道施設課職員	水道施設の処理要員としての待機	1回 3,000円
給水停止処分手当	水道業務課職員	水道料金の未納者に対する強制措置	1件 300円
料金徴収手当	水道業務課職員	水道料金の臨宅徴収事務	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成18年度決算)	131,101 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成18年度決算)	152 千円
支給実績 (平成17年度決算)	149,457 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)	167 千円

(6) その他の手当 (平成 19 年 4 月 1 日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 18 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 18 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 2 人まで (配偶者扶養) 6,000 円 1 人 (配偶者非扶養) 6,500 円 1 人 (配偶者なし) 11,000 円 その他 6,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同じ		99,826 千円	223,825 円
住居手当	(借家・借間) ・家賃 23,000 円以下 家賃 - 12,000 円 ・家賃 23,000 円を超え 55,000 円未満 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ・家賃 55,000 円以上 27,000 円 (自宅) 4,500 円 (5 年以内 4,700 円)	異なる	自宅居住職員の支給額等	62,630 千円	82,625 円
通勤手当	(交通機関等の利用者) 運賃等相当額が 55,000 円以下は運賃等相当額 (自動車等の使用者) 2 km 未満 1,000 円 2 km ~ 5 km 2,000 円 5 km ~ 10 km 4,100 円 10 km ~ 15 km 6,500 円 15 km ~ 20 km 8,900 円 20 km ~ 25 km 11,300 円 25 km ~ 30 km 13,700 円 30 km ~ 35 km 16,100 円 35 km ~ 40 km 18,500 円 40 km ~ 45 km 20,900 円 45 km ~ 50 km 21,800 円 50 km ~ 55 km 22,700 円 55 km ~ 60 km 23,600 円 60 km ~ 24,500 円	異なる	自動車等の使用者の 2 km 未満の支給	38,052 千円	46,747 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 支給率は給料月額額の8～16%	異なる	国では職務の級に 応じ定額支給	101,881千円	433,535円
休日勤務手当	休日等において勤務を命ぜられた職員に 支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の 135/100	異なる	勤務1時間当たりの 給与額の算出方法		
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 に勤務を命ぜられた職員に支給 支給率は勤務1時間当たりの給与額の 25/100	異なる	勤務1時間当たりの 給与額の算出方法		
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1日4,200円(5時間未満2,100円)	異なる	鴻巣市では、特別の 宿日直なし		

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市長	884,000円	(参考)類似団体における最高/最低値 1,080,000円 / 450,000円 840,000円 / 350,000円
	副市長	756,000円	
報 酬	議長	432,000円	623,000円 / 431,000円
	副議長	397,000円	538,000円 / 369,000円
	議員	365,000円	490,000円 / 286,400円
期 末 手 当	市長	(平成18年度支給割合)	
	副市長	6月期 2.10月分 12月期 2.30月分 計 4.40月分	
議 副 議	議長	(平成18年度支給割合)	
	副議長	6月期 2.00月分 12月期 2.15月分 計 4.15月分	
退 職 手 当	市長	(算定方式) (1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.4025 17,078,880円 給料月額×在職月数×0.2415 8,763,552円	任期ごと 任期ごと
地 域 手 当	市長	支給率 5%	
	副市長		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

2 旧吹上町の議会議員の報酬は227,000円、旧川里町の議会議員の報酬は217,000円であるが、平成19年5月1日以降は、すべての議会議員の報酬は365,000円となった。

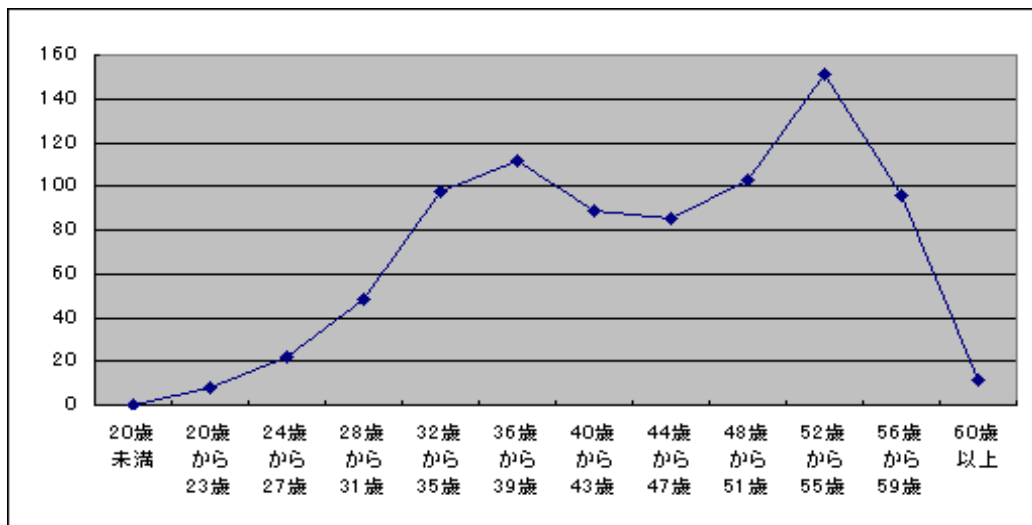
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 18 年	平成 19 年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	8	7	1	定年退職による職員減
		総務	164	163	1	
		税務	54	54	0	
		労働	5	5	0	
		農水	14	16	2	
		商工	12	9	3	
		土木	125	118	7	
		民生	214	199	15	
		衛生	52	49	3	
		計	648	620	28	<参考> 人口1万人当たりの職員数 51.36人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 59.16人)
	教育部門	124	124	0		
	消防部門					
	小計	772	744	28	<参考> 人口1万人当たりの職員数 61.63人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.22)	
公営企業等	病院				国保事業部門、介護保険事業部門の 員増	
	水道	34	34	0		
	交通					
	下水道	16	15	1		
	その他	25	30	5		
	小計	75	79	4		
合計		847 [899]	823 [899]	24 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数 68.18人	

(注) []内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



区分	20歳未満	20歳から23歳	24歳から27歳	28歳から31歳	32歳から35歳	36歳から39歳	40歳から43歳	44歳から47歳	48歳から51歳	52歳から55歳	56歳から59歳	60歳以上	計
職員数	0	8	22	48	98	112	89	85	103	151	96	11	823

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

集中改革プラン(平成17年10月1日～平成22年4月1日)における定員管理の数値目標

平成17年10月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
880人	801人	79人	9.0%

- 1 平成17年10月1日合併時の職員数880人を基準とする。
- 2 教育長は、除いた数字である。

定員管理の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

部門	区分	17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	17年～22年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	673	648	620	53 (88.3%)	613
	増減		25	28		
教育	職員数	131	124	124	7 (58.3%)	119
	増減		7	0		
公営企業 等会計	職員数	76	75	79	3 (42.9%)	69
	増減		1	4		
計	職員数	880	847	823	57 (72.2%)	801
	増減		33	24		

- (注) 1 計画始期の数値は、平成17年10月1日合併時の職員数である。(教育長は除く)
- 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
- 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数を示す。